

2017年9月25日

## 茨城県と栃木県との雇用者報酬等の大小要因分析\*

茨城県企画部統計課 企画分析G 主任 島田 康裕

### ■要旨

県民経済計算における「一人当たり県民所得」の内訳としての「うち雇用者報酬」(＝雇用者報酬÷県総人口)の推移をみると、栃木県は平成13年度から平成25年度にかけて、一貫して全県計より高水準にある一方で、茨城県は低水準となっていることから、本稿では、その要因をみるため、「うち雇用者報酬」に対する労働生産性や労働分配率等の寄与額を求め、茨城県と栃木県の大小要因について分析をしました。さらに、労働分配率の相違をもたらす給与水準の違いについて、賃金構造基本調査により両県の建設業及び医療福祉について、年齢ごとにより詳細にみました。

結果、建設業については、栃木県の方が年齢構成が高く、勤続年数も長いことから、給与水準が高くなっている可能性が考えられました。また、医療福祉は、45歳以降の層の勤続年数が栃木県の方が長くなっていることで、給与水準も高くなっている可能性が考えられました。ただし、いずれの産業の給与水準の違いについても、勤続年数以外の要因が関係している可能性もありました。

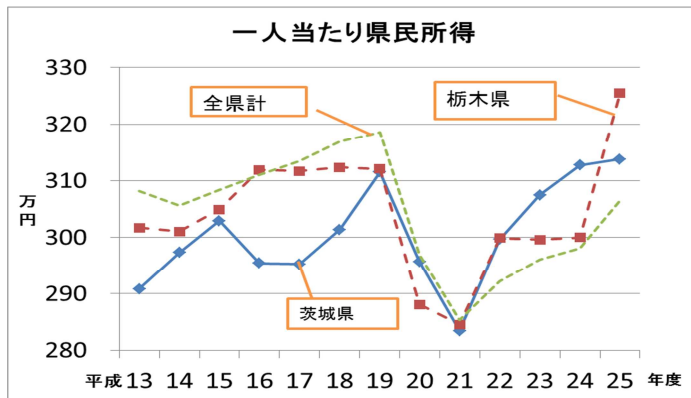
---

\* 本稿は「統計いばらき(平成28年12月,平成29年1月号)」に掲載したものの詳細版です。また、本稿は、著者個人の責任で執筆されており、茨城県企画部統計課の見解を示すものではありません。なお、県民経済計算は、現在、平成26年度版が最新版となっていますが、本稿は平成25年度版に基づいていますので、ご注意願います。

## I はじめに

「一人当たり県民所得」について、茨城県、栃木県の推移をみると、リーマンショック（平成20年9月発生）を境に、それ以前は、両県とも全県計を下回っており、それ以降は上回っている傾向にあります。（図1）

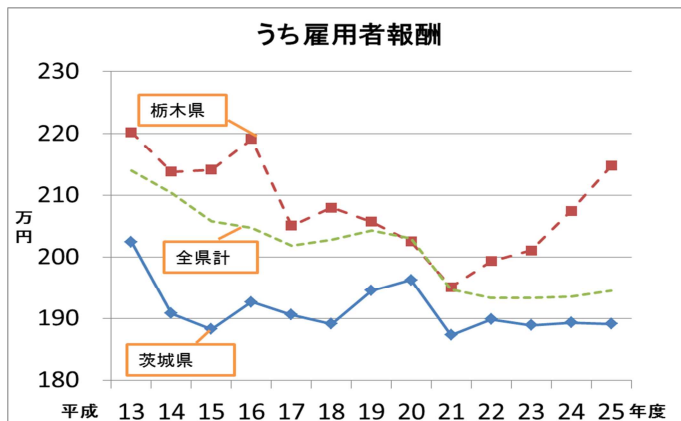
【図1】



（内閣府「平成25年度 県民経済計算」により筆者作成，以下，特に断りがない限り同様）

また、「一人当たり県民所得」の内訳としての「うち雇用者報酬」（＝雇用者報酬÷県総人口）の推移は栃木県は一貫して全県計より高水準にある一方で、茨城県は低水準であることがわかります。（図2）

【図2】



このことから、「茨城県と栃木県の一人当たり県民所得」及び「うち雇用者報酬」の違いの要因について、平成25年度を中心に、以下のとおり考察してみました。

## II 一人当たり県民所得の大小要因分析

まず，一人当たり県民所得の大小要因について考察します。

一人当たり県民所得は以下のとおり定義されます。

$$\text{一人当たり県民所得} = \frac{\text{県民所得}}{\text{県総人口}}$$

このことから，一人当たり県民所得は次の様に，各要因に分解できます。

$$\begin{aligned} \text{一人当たり県民所得} \\ = \frac{\text{県民所得}}{\text{県内総生産}} \times \frac{\text{県内総生産}}{\text{県内就業者数}} \times \frac{\text{県内就業者数}}{\text{県民雇用者数}} \times \frac{\text{県民雇用者数}}{\text{県総人口}} \end{aligned}$$

$$= \text{県民所得} \cdot \text{県内総生産比率} \times \text{労働生産性} \times \text{県内就業者} \cdot \text{県民雇用者比率} \times \text{雇用者割合}$$

平成25年度の各数値は表1となり，これをもとに「一人当たり県民所得」を上式に基づき分解したものが表2となります。

【表1】規模の比較

平成25年度	単位:百万円	
	県内総生産	県民所得
茨城	11,511,260	9,198,202
栃木	8,232,227	6,463,154

平成25年度	単位:人		
	県内就業者	県民雇用者	県総人口
茨城	1,350,750	1,228,972	2,931,302
栃木	997,397	880,070	1,985,860

【表2】比率等の比較

平成25年度	県民所得・県内 総生産比率	労働生産性 (単位:万円)	県内就業者・ 県民雇用者 比率	雇用者割合
茨城	0.80	852	1.10	0.42
栃木	0.79	825	1.13	0.44

表2から，県民所得・県内総生産比率及び労働生産性については，茨城県が栃木県と比べてより高く，県内就業者・県民雇用者比率及び雇用者割合については，茨城県の方がより低くなっていることがわかります。

### Ⅲ 雇用者報酬の大小要因分析

次に、雇用者報酬の大小要因について考察します。

茨城県と栃木県の一人当たり県民所得及びその内訳としての雇用者報酬は表3のとおりとなります。なお、ここでの「うち雇用者報酬」は県民雇用者報酬を県総人口で割ったものであり、また、「割合」は、「うち雇用者報酬」÷「一人当たり県民所得」×100、としています。

【表3】

平成25年度	一人当たり県民所得(万円)	うち雇用者報酬(万円)	左の割合(%)
茨城	313.8	189.1	60.3
栃木	325.5	214.8	66.0
差	▲ 11.7	▲ 25.7	▲ 5.7

ここから平成25年度の一人当たり県民所得、「うち雇用者報酬」とも栃木県の方が高いことがわかります。

ここで、(人口一人当たりでみた)「うち雇用者報酬」を決める要因は、主に、

- ①「労働生産性」(本稿では、就業者一人当たりが生み出す県内総生産(GDP))
- ②「労働分配率」(県民所得<sup>1</sup>を企業と雇用者でどう分けるか)
- ③「就業(雇用)率」

のいずれかとなります。

そこでまず、両県の産業毎の労働生産性(=名目GDP÷県内就業者数)をみてみます。

---

<sup>1</sup> 県民所得と県内総生産(GDP)との関係は、

県民所得(要素費用表示)

= GDP - 固定資本減耗 - 生産・輸入品に課される税(控除)補助金 + 県外からの所得(純)

となります。

#### IV 労働生産性・労働分配率・賃金の分析

##### (1) 労働生産性の分析

【表4】

労働生産性(万円)	茨城	栃木
1 産業	729	715
(1)農業	298	273
(2)林業	311	371
(3)水産業	621	1312
(4)鉱業	586	1294
(5)製造業	1147	1262
(6)建設業	613	422
(7)電気・ガス・水道業	2501	1430
(8)卸売・小売業	523	521
(9)金融・保険業	884	1181
(10)不動産業	176	288
(11)運輸業	502	332
(12)情報通信業	1205	1441
(13)サービス業	600	556
2 政府サービス生産者	1008	1130
(1)電気・ガス・水道業	4423	5333
(2)サービス業	772	945
(3)公務	1168	1129
3 対家計民間非営利サービス生産者	444	391
計	745	726

労働生産性については、表4から、建設業、電気・ガス・水道業、運輸業、サービス業等で茨城県の方が高いことから、全体計でも、茨城県の745万円に対し栃木県は726万円と、茨城県の方が高いことがわかります。なお、この結果は、表2の結果とも整合的です。

(ただし、ここでは労働生産性について、より現実的にみるため、不動産業から帰属家賃分を控除しているため、合計値は表2の結果と一致しません。)

栃木県に比べ茨城県の方が労働生産性が高いにもかかわらず、雇用者報酬が低いのだとすれば、「労働分配率は栃木県よりも茨城県の方が低い可能性がある」(※)といった仮説が考えられます。

## (2) 労働分配率の分析

次に、産業毎の労働分配率（＝県内雇用者報酬÷県内要素所得×100）とその構成比について、両県を比べてみます。（表5）

【表5】

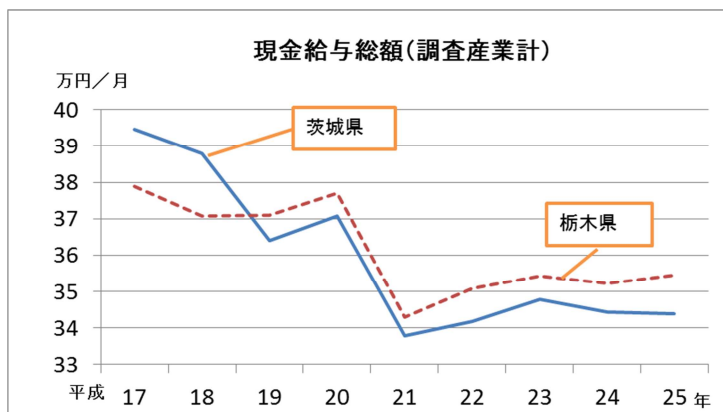
	分配率(%)		構成比(%)	
	茨城県	栃木県	茨城県	栃木県
1.産 業	56	64	81	87
(1) 農林水産業	36	35	1	1
(2) 鉱業	88	66	0	0
(3) 製造業	62	53	27	30
(4) 建設業	55	104	7	7
(5) 電気・ガス・水道業	33	80	1	1
(6) 卸売・小売業	51	61	9	10
(7) 金融・保険業	83	52	4	2
(8) 不動産業			1	1
(9) 運輸業	96	145	6	6
(10) 情報通信業	73	44	4	2
(11) サービス業	69	96	22	27
2.政府サービス生産者	100	100	16	10
3.対家計民間非営利サービス生産者	100	100	3	3
合 計	61	67	100	100

構成比（県内雇用者報酬ベース）が大きい順にみると、まず、最も構成比が大きい「製造業」の労働分配率は茨城県が栃木県より9ポイント上回っています。しかし、次に大きい「サービス業」では▲27ポイント、「卸・小売業」は▲10ポイント、「建設業」及び「運輸業」は▲49ポイントそれぞれ茨城県が栃木県を下回り大きな開きが出ています。全体では、茨城県が61%、栃木県が67%と、仮説（※）のとおり茨城県の方が低くなっていました。

### (3) 賃金の分析

(2) で分析した労働分配率の分子となる雇用者報酬の大小に大きな影響を与える賃金について、毎月勤労統計調査から、1か月当たりの現金給与総額の推移についてみてみます。

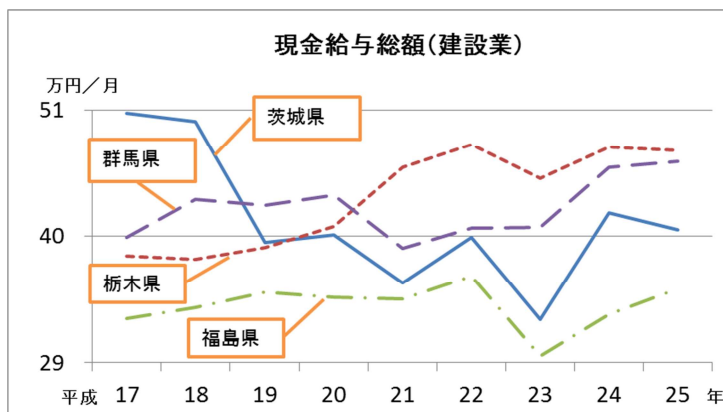
【図3】



各県「毎月勤労統計調査」(調査産業計, 30人以上事業所)より筆者作成

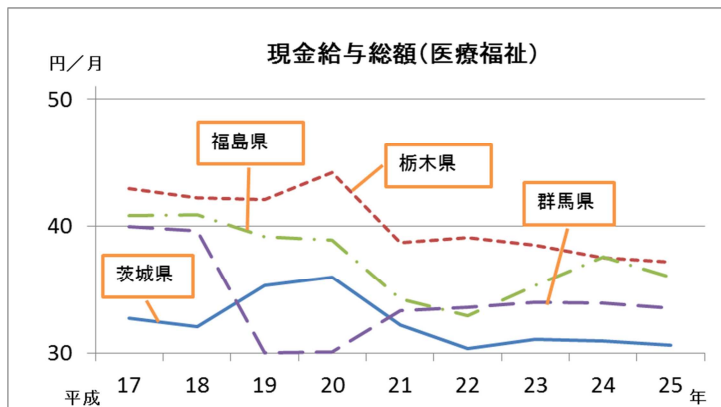
図3から、平成19年以降、栃木県の方が茨城県より高いことがわかります。

【図4】



各県「毎月勤労統計調査」(建設業, 30人以上事業所)より筆者作成

【図5】



各県「毎月勤労統計調査」(医療福祉, 30人以上事業所)より筆者作成

さらに、表5から労働分配率の全体の差に特に影響を与えているとも考えられる、建設業(図4)やサービス業の一部である医療福祉業(図5)についても、栃木県の方が茨城県より高い傾向にあることがわかります。(参考に、群馬県、福島県も掲載してあります。)

## V 小括

茨城県を基準とし、栃木県の「うち雇用者報酬」に対する各項目別の寄与額の合計を求めたところ、表6のとおりとなりました。(表2に労働分配率, 調整項を加えたもの。各項目(1, 2行目)の積が「うち雇用者報酬」となり、各寄与額(3行目)の合計が「うち雇用者報酬」の差額25万円となる。)

【表6】

平成25年度	県民所得・ 県内総生産比率	労働生産性 (単位:万円)	県内就業者・ 県民雇用者比率	
茨城	0.80	852	1.10	
栃木	0.79	825	1.13	
寄与額(万円)	-4	-7	6	
	雇用者割合	労働分配率	調整項	うち雇用者報酬 (単位:万円)
茨城	0.42	0.61	0.99	189
栃木	0.44	0.67	0.99	215
寄与額(万円)	12	19	-1	25

ここから、平成25年度の「うち雇用者報酬」の茨城県と栃木県の差25万円のうち、労働分配率の寄与額が19万円を占め最も大きいことがわかります。一方、労働生産性は茨城県の方が高いため、-7万円の寄与額となっていることがわかります。

これらのことから、茨城県の方が栃木県より労働生産性は高いものの、就業(雇用)率(県内就業者・県民雇用者比率, 雇用者割合)は栃木県の方が高いといえます(表6, なおこの要因についてはVIで考察します)。また、労働分配率には給与水準が反映され、栃木県の方が



高くなっていました（図3～図5，表6）。結果，人口1人当たりの「うち雇用者報酬」が栃木県の方が高くなると考えられます。

## VI 「県民所得・県内総生産比率」等の大小要因について

以下，「県民所得・県内総生産比率」，「県内就業者・県民雇用者比率」，「雇用者割合」（表6参照）の大小要因について分析します。

まず，脚注1でも述べた様に，

県民所得（要素費用表示）

$$= \text{GDP} - \text{固定資本減耗} - \text{生産・輸入品に課される税（控除）補助金} + \text{県外からの所得（純）}$$

となります。

ここで仮に，GDP，「固定資本減耗及」，「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」が同程度だとすれば，「県外からの所得（純）」が県民所得の差異を生み出す要因となります。

「県外からの所得（純）」の大きな要素として，県内から県外への通勤者の影響が考えられます。そこで，県民就業者と県内就業者について比較してみたところ，表7のとおりとなりました。（なお，ここで，比率＝（県民就業者数－県内就業者数）÷県内就業者数×100，として算出しています。）

【表7】

	茨城	栃木
県内就業者数	1,350,750	997,397
県民就業者数	1,413,798	1,012,427
比率(%)	4.7	1.5

このことから，両県ともに，県民就業者数の方が県内就業者数より多いことがわかります。すなわち，県内に住んでいて県内で働いている人及び他県に働きに行っている人の方が，県内で働いている人（他県に住んでいて県内に働きに来ている人も含む）より多いといえます。

更にここで，「比率」をみると，茨城県の方が栃木県より高ことがわかります。このことから，茨城県の方が栃木県より県外へ働きに行っている人の比率が多い可能性が考えられます。<sup>2</sup>このことが，「県民所得・県内総生産比率」が茨城県の方が大きくなっている一因となっていると考えられます。

<sup>2</sup> 他県に住んでいて県内に働きに来ている人の比率が栃木県の方が相対的に高い可能性もあります。

すなわち、

県民所得・県内総生産比率＝県民所得÷県内総生産

と定義されるので、ここで、県内総生産が一定のもと、県民所得が「県外からの所得（純）」によって大きくなる場合、「県民所得・県内総生産比率」も大きくなります。しかし、その茨城県全体でみてみた場合の栃木県に対する寄与の程度は、栃木県に対して4万円程度にとどまっています。（表6）

このことと関連して、「県内就業者・県民雇用者比率」については、茨城県は栃木県より、他県に行って働く人の比率が大きいことから（表7）、県内就業者の比率相対的に小さくなるので、「県民所得・県内総生産比率」とは反対に栃木県の方が大きくなっていると考えられます。

また、「雇用者割合」については、雇用者割合が茨城県が42%に対して、栃木県が44%となっており、栃木県の方が高くなっています（表6）。このことは、「平成24年就業構造基本調査」（厚生労働省）において、15歳以上の人口に占める有業者の割合が茨城県が58.3%に対して、栃木県は59.3%と栃木県の方が高くなっていることともある程度、整合的であると考えられます。

## Ⅶ 建設業、医療福祉の給与水準の大小要因について

### （1）年齢要因

毎月勤労統計調査でみると、建設業、医療福祉業の現金給与総額は、栃木県の方が茨城県より高い傾向にあることがわかりました。（図4、5）

そこで、より詳細にみるため、「平成25年賃金構造基本調査」（厚生労働省）の「きまって支給する現金給与額」<sup>3</sup>（企業規模10人以上）とその平均年齢についてみてみます。（表8）

【表8】

単位：千円	茨城県			栃木県		
	現金給与額	年齢	勤続年数	現金給与額	年齢	勤続年数
建設業	316.1	42.4	12.4	338.8	44.1	14.3
医療福祉	280.9	42.3	7.8	304.3	40.1	9.2
うち医療	340.4	41.5	9.8	333.7	40.1	9.8

厚生労働省「平成25年 賃金構造基本調査」より筆者作成（以下、Ⅶ（1）は全て同様）

<sup>3</sup> 賃金構造基本調査における「きまって支給する現金給与額」とは「労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。」と定義されています。（厚生労働省HPより）

ここから、建設業については、茨城県の方が平均年齢が低く、勤続年数<sup>4</sup>も短いので、現金給与額が全体では低くなっている可能性が考えられます。同様に、医療福祉も茨城県の方が平均年齢は高いものの、勤続年数は短く、現金給与額は低くなっています。ただし、医療に限ってみると、勤続年数は両県とも同じで、現金給与額と年齢は茨城県の方が高いので、福祉によって差がついている可能性が考えられます。(ただし、賃金構造基本調査では、内訳としての福祉は公表されていないので、直接比較はできません。)

ここでまず、建設業についてより詳細に、年齢層ごとに賃金等をみると、表9、表10のとおりとなります。

【表9】

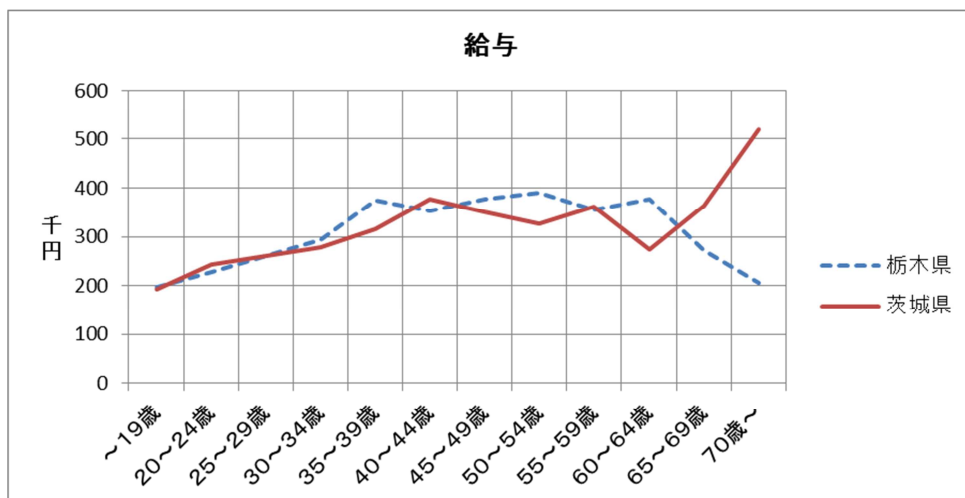
茨城県	現金給与額(千円)	勤続年数(年)	労働者数(十人)	労働者比率(%)
男 女 計	316.1	12.4	2043	100.0
～19歳	192.8	1.0	40	2.0
20～24歳	243.5	2.7	123	6.0
25～29歳	260.7	4.9	228	11.2
30～34歳	278.8	5.5	228	11.2
35～39歳	315.3	8.9	343	16.8
40～44歳	377.4	14.1	293	14.3
45～49歳	350.0	16.2	191	9.3
50～54歳	326.1	18.8	173	8.5
55～59歳	361.8	23.0	207	10.1
60～64歳	273.6	15.5	136	6.7
65～69歳	363.2	25.6	67	3.3
70歳～	519.2	29.1	12	0.6

【表10】

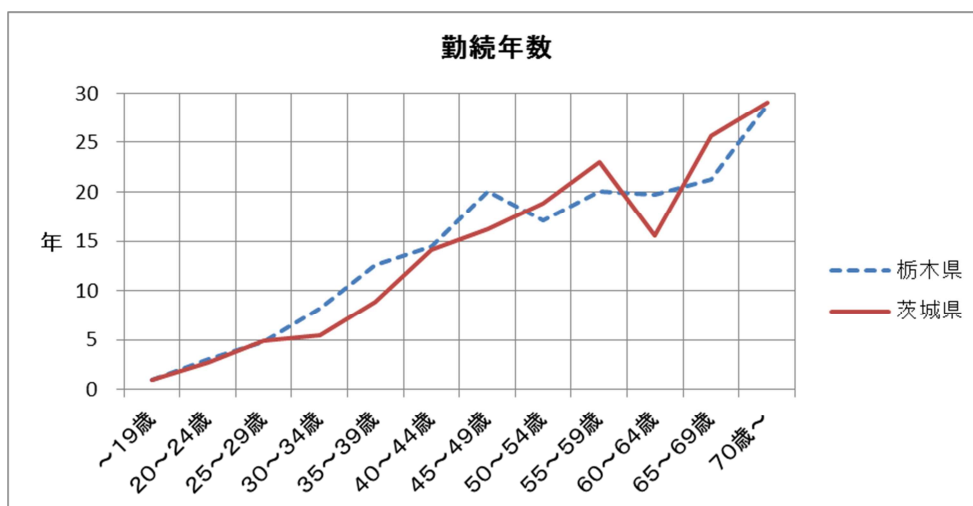
栃木県	現金給与額(千円)	勤続年数(年)	労働者数(十人)	労働者比率(%)
男 女 計	338.8	14.3	1964	100.0
～19歳	197.3	0.9	26	1.3
20～24歳	226.5	3.0	129	6.6
25～29歳	261.2	4.8	142	7.2
30～34歳	292.9	8.2	176	9.0
35～39歳	374.0	12.6	324	16.5
40～44歳	351.8	14.4	277	14.1
45～49歳	376.2	20.1	218	11.1
50～54歳	390.6	17.1	209	10.6
55～59歳	354.5	20.0	221	11.3
60～64歳	377.1	19.7	169	8.6
65～69歳	271.7	21.3	46	2.3
70歳～	205.5	28.8	27	1.4

<sup>4</sup> 賃金構造基本調査における勤続年数とは「労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数をいい、当概況の「勤続年数」はすべて平均勤続年数である」と定義されています。(同HPより)

【図6】



【図7】



【表11】

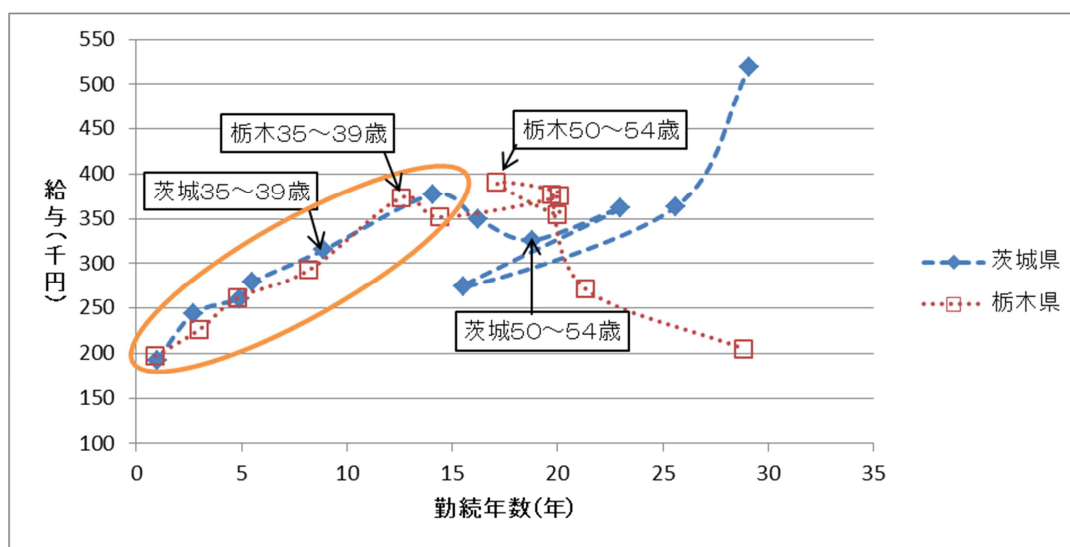
	給与差額 (栃木-茨城, 千円)	勤続年数差 (栃木-茨城, 年)	栃木労働者比率(%)	茨城労働者比率(%)
男女計	22.7	1.9	100.0	100.0
~19歳	4.5	-0.1	1.3	2.0
20~24歳	-17.0	0.3	6.6	6.0
25~29歳	0.5	-0.1	7.2	11.2
30~34歳	14.1	2.7	9.0	11.2
35~39歳	58.7	3.7	16.5	16.8
40~44歳	-25.6	0.3	14.1	14.3
45~49歳	26.2	3.9	11.1	9.3
50~54歳	64.5	-1.7	10.6	8.5
55~59歳	-7.3	-3.0	11.3	10.1
60~64歳	103.5	4.2	8.6	6.7
65~69歳	-91.5	-4.3	2.3	3.3
70歳~	-313.7	-0.3	1.4	0.6

表9、表10をもとに作成した、年齢層ごとの給与、勤続年数は図6、図7となり、そこから給与差額(=栃木県の現金給与額-茨城県の現金給与額)、勤続年差(=栃木県の勤続年数-茨城県の勤続年数)を求めると表11となります。ここから、年齢層ごとにみても、栃木県の方が比較的給与が高いことがわかります。(なお、図6で70歳以上については、茨城県が大きく上回っていますが、両県ともその年齢層の労働者の比率自体がかなり小さいことから、全体に与える影響もかなり小さいものと考えられます。)勤続年数は、49歳までの層では栃木県の方が長く、50歳以降の層では茨城県の方が長い傾向にあることがわかります。

また、表11からわかるとおり、両県ともに構成比が最も大きい35~39歳の層では、給与差額は栃木県が茨城県を5万8千円(月額)上回り、比較的大きく差が開いています。次に構成比が大きい、40~44歳の層では、茨城県の方が2万6千円上回っています。その要因の一つとして、勤続年数の違いが考えられます。茨城県の35~39歳の勤続年数が8.9年となっている一方、栃木県は12.6年となっており、栃木県の方が3.7年上回っています。一方、40~44歳の層の勤続年数は、誤差の範囲とも考えられますが、茨城県が0.3年上回っています。

そこで、給与と勤続年数との関係を見てみます。(図8)

【図8】

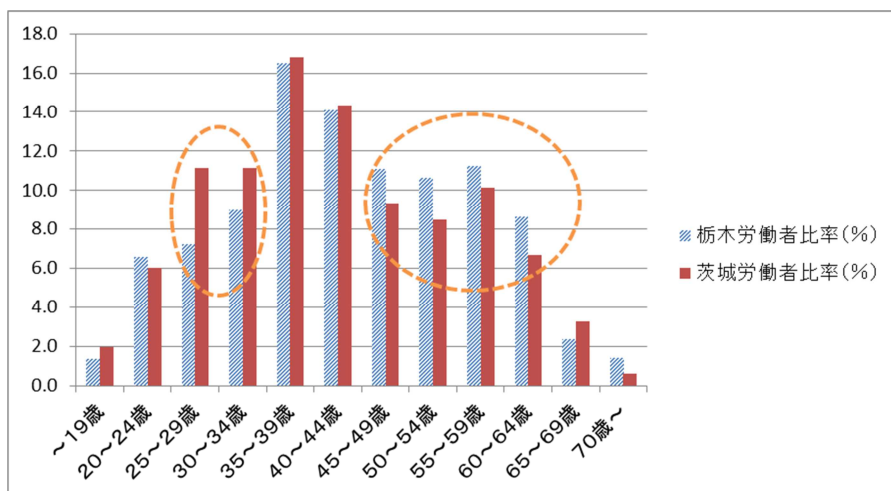


ここから、両県とも、勤続15年弱、給与40万円弱位までは、勤続年数に応じて、給与も高くなっている傾向にあることがわかります。このことから、35~39歳の層の給与の差については、勤続年数の差である程度の説明ができそうです。40~44歳の層は、既述したように、両県ともほぼ同じ勤続年数となり、給与は茨城県が栃木県を上回っています。

しかし、勤続年数が15年を超えると、給与と勤続年数はあまり関係がなくなります。特に、50~54歳の層は栃木県が茨城県を6万5千円上回り、比較的大きく差が開いていますが、これには勤続年数以外の要因も関係している可能性がある、といえそうです。

また、両県の年齢層ごとの労働者比率をみると、茨城県は20～34歳の比率が相対的に高く、栃木県は45～64歳の比率が相対的に高いこともわかります。(表11, 図9)

【図9】



以上から、建設業については、両県とも勤続15年位までは、勤続年数に応じて給与が高くなっており、栃木県の方が茨城県より年齢構成が高いことから勤続年数も長めであるために建設業全体の給与水準も高くなる、と考えられます。さらに、勤続15年以降については、同じ勤続年数、年齢層で比較しても栃木県の方が比較的給与が高い(特に50～54歳の層)ため、この点からも、給与水準が高くなると考えられます。

次に医療福祉についてみてみます。まず、年齢ごとに賃金等についてみると、表12、表13のとおりとなります。

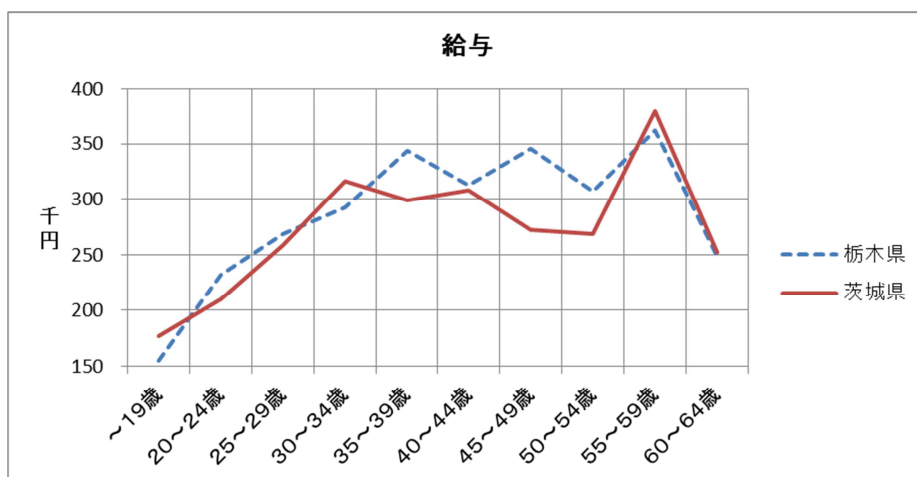
【表12】

茨城県	現金給与額(千円)	勤続年数(年)	労働者数(十人)	労働者比率(%)
男 女 計	280.9	7.8	5901	100.0
～19歳	177.5	1.4	60	1.0
20～24歳	210.0	2.3	605	10.3
25～29歳	258.5	3.4	801	13.6
30～34歳	316.5	5.9	669	11.3
35～39歳	299.0	9.9	704	11.9
40～44歳	307.9	11.6	497	8.4
45～49歳	272.0	8.9	577	9.8
50～54歳	268.3	9.7	682	11.6
55～59歳	379.3	12.3	545	9.2
60～64歳	251.9	9.6	602	10.2
65～69歳	203.0	6.2	95	1.6
70歳～	315.0	7.2	65	1.1

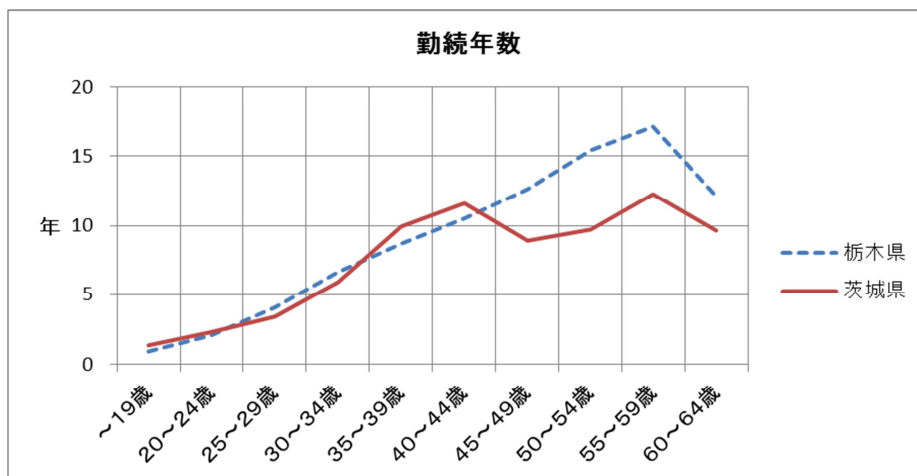
【表 1 3】

栃木県	現金給与額(千円)	勤続年数(年)	労働者数(十人)	労働者比率(%)
男 女 計	304.3	9.2	3962	100.0
～19歳	155.2	0.9	70	1.8
20～24歳	231.7	2.1	386	9.7
25～29歳	268.3	4.1	698	17.6
30～34歳	292.8	6.6	452	11.4
35～39歳	343.8	8.7	477	12.0
40～44歳	312.1	10.5	484	12.2
45～49歳	345.8	12.6	385	9.7
50～54歳	307.1	15.4	373	9.4
55～59歳	362.0	17.1	373	9.4
60～64歳	248.3	12.1	182	4.6
65～69歳	762.3	21.2	32	0.8
70歳～	370.6	13.7	51	1.3

【図 1 0】



【図 1 1】



【表 1 4】

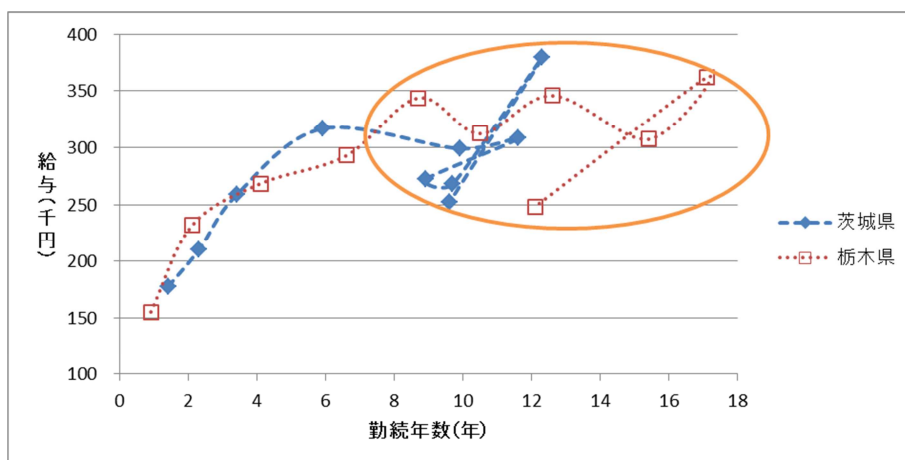
	給与差額 (栃木-茨城, 千円)	勤続年数差 (栃木-茨城, 年)	栃木労働者比率(%)	茨城労働者比率(%)
男 女 計	23.4	1.4	100.0	100.0
～19歳	-22.3	-0.5	1.8	1.0
20～24歳	21.7	-0.2	9.7	10.3
25～29歳	9.8	0.7	17.6	13.6
30～34歳	-23.7	0.7	11.4	11.3
35～39歳	44.8	-1.2	12.0	11.9
40～44歳	4.2	-1.1	12.2	8.4
45～49歳	73.8	3.7	9.7	9.8
50～54歳	38.8	5.7	9.4	11.6
55～59歳	-17.3	4.8	9.4	9.2
60～64歳	-3.6	2.5	4.6	10.2
65～69歳	559.3	15.0	0.8	1.6
70歳～	55.6	6.5	1.3	1.1

表 1 2, 表 1 3 をもとに作成した, 年齢層ごとの給与, 勤続年数は図 1 0, 図 1 1 となり, そこから給与差額 (= 栃木県の現金給与額 - 茨城県の現金給与額), 勤続年数差 (= 栃木県の勤続年数 - 茨城県の勤続年数) を求めると表 1 4 となります。

図 1 0, 表 1 4 から, 給与の開きが, 3 5 ～ 3 9 歳, 4 5 ～ 4 9 歳, 5 0 ～ 5 4 歳の層で大きいことがわかります。また, 図 1 1, 表 1 4 から, 勤続年数については, 4 5 歳以降のいずれの層でも, 栃木県の方が長いことがわかります。

このことから, 4 5 歳以降の層の勤続年数の相対的な短さによって, 茨城県の給与が栃木県より低くなっている可能性も考えられます。また, 茨城県では勤続年数が 8 年を超えても, 2 5 ～ 3 0 万円強にとどまる傾向に対し, 栃木県では 3 0 ～ 3 5 万円強となっており, 勤続年数だけでは説明できない部分もあるとも考えられます。(図 1 2)

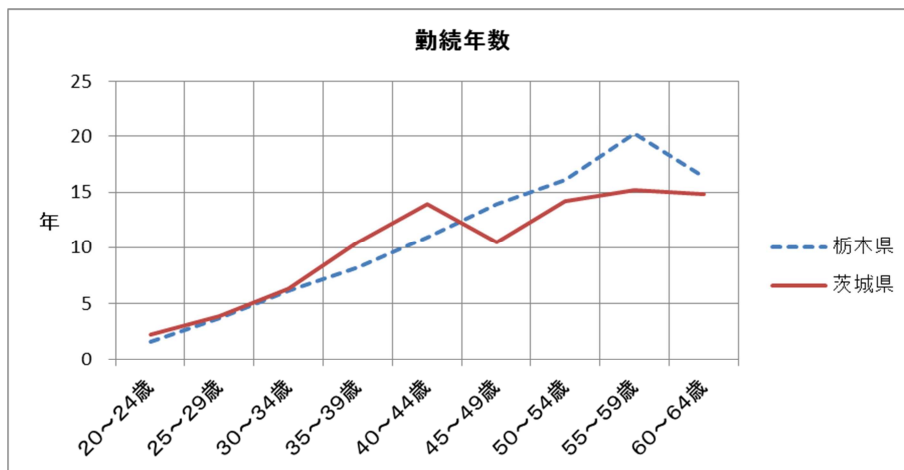
【図 1 2】





さらに、医療福祉のうち医療のみについては、表8で既述の様に、全体的には茨城県の給料の方が高くなっていますが、勤続年数については、医療福祉全体（図1.1）と似ており、45歳以降の層の勤続年数が短い傾向となっています。（図1.3）

【図1.3】



## (2) 従業者数構成要因

次に、医療業と福祉の従業者数の構成の違いについて述べます。平成24年経済センサス活動調査（総務省統計局）の民営就業者数をみると以下のとおりとなります。なお、参考までに、全国のものも掲載します。（表15～表17）

【表15】

	全国従業者数(人)	比率 (%, 对医療福祉計)	比率 (%, 对全産業 (公務除く)計)
医療業	3,412,397	55.2	6.1
保健衛生	50,205	0.8	0.1
社会保険・社会福祉・介護事業	2,711,721	43.9	4.9
格付け不能	4,615	0.1	0.0
医療福祉計	6,178,938	100.0	11.1
全産業(公務除く)計	55,837,252		

経済産業省「平成24年 経済センサス活動調査」より筆者作成（以下、Ⅶ（2）は全て同様）

【表16】

	茨城県従業者数(人)	比率 (%, 对医療福祉計)	比率 (%, 对全産業 (公務除く)計)
医療業	67,912	56.1	5.6
保健衛生	1,341	1.1	0.1
社会保険・社会福祉・介護事業	51,741	42.8	4.3
格付け不能	25	0.0	0.0
医療福祉計	121,019	100.0	9.9
全産業(公務除く)計	1,216,659		

【表17】

	栃木県従業者数(人)	比率 (%, 对医療福祉計)	比率 (%, 对全産業 (公務除く)計)
医療業	49,097	58.8	5.7
保健衛生	256	0.3	0.0
社会保険・社会福祉・介護事業	34,157	40.9	3.9
格付け不能	40	0.0	0.0
医療福祉計	83,550	100.0	9.7
全産業(公務除く)計	865,025		

ここから、全産業（公務除く）に占める医療福祉業従業者の割合は、全国11.1%に対して、茨城県9.9%、栃木県9.7%と両県とも多少低めであることがわかります。また、医療福祉全体に占める医療業と福祉業（＝保険衛生＋社会保険・社会福祉・介護事業）の割

合をみてみると、茨城県は福祉業の割合が相対的に大きく、栃木県は医療業の割合が相対的に大きいことがわかります。このことから、医療業の方が福祉業より給与水準が高いとすると、全体的としては、相対的に医療業の割合が高い栃木県の医療福祉業の給与が高くなり、福祉業の割合が高い茨城県の医療福祉業の給与が低くなる、と考えられます。

以上をまとめると、医療福祉業については、両県の医療業と福祉業の従業者の構成比の違いが、栃木県の給与の方が高くなっている一因であると考えられます。

一方で、45歳以降の層の勤続年数が短い傾向により茨城県の給与が低くなっている可能性も考えられます。(図11, 図13) さらに、茨城県では勤続年数が8年を超えても、25～30万円強となる傾向に対し、栃木県では30～35万円強となっており、勤続年数だけでは説明できない部分もあるとも考えられます。(図12)

## Ⅷ まとめ

県民経済計算で「一人当たり県民所得」の内訳としての「うち雇用者報酬」をみてみると、平成13年度から平成25年度にかけて、栃木県は一貫して全県計より高水準にある一方で、茨城県は低水準となっていました。(図2)

この要因としては、給与水準が栃木県の方が相対的に高い傾向であったということが考えられます。(図3)

特に、平成25年度については、労働生産性は茨城県の方が高い一方で、給与水準が反映され労働分配率は栃木県の方が高くなっています。また、就業率も同様に栃木県の方が高く、結果、「うち雇用者報酬」は栃木県の方が高くなります。(表6)

さらに、両県の賃金水準の違いに比較的大きな影響を及ぼしていると考えられる建設業と医療福祉について詳細にみると、建設業については、栃木県の方が年齢構成が高く、勤続年数も長いことから、給与水準が高くなっている可能性が考えられます。(図8, 図9) また、医療福祉は、45歳以降の層の勤続年数が栃木県の方が長くなっていることで、給与水準も高くなっている可能性が考えられます。(図12) ただし、いずれの産業の給与水準の違いについても、勤続年数以外の要因が関係している可能性もあります。